

最新 2023 年 3 月 1 日改訂
2020 年 4 月 1 日発行

JMETS 練習船における新型コロナウイルス(COVID-19) 感染防止対策ガイドライン (Ver. 6.3)

独立行政法人海技教育機構(JMETS)

目次

1. はじめに.....	P. 3
2. 緊急事態宣言下における練習船の行動計画について.....	P. 3
3. 感染防止のための基本的な考え方.....	P. 4
4. 講じるべき具体的な対策.....	P. 5
5. 発熱者／有症者が認められた場合の対応.....	P. 12
6. 新型コロナウイルス感染者が認められた場合の対応.....	P. 14
7. 新型コロナウイルス感染症感染防止対応.....	P. 16

別紙1 「発熱者発生時のフローチャート」

別紙2 「陽性者発生時の対応(想定)」

別紙3 「健康観察票」

別紙4 「練習船乗船前の行動記録票」

別紙5 「上陸時の行動記録票」

別紙6 「航海訓練部 事案対応連絡手順」

別紙7 「濃厚接触者リスト」

別紙8 「訪船時におけるコロナウイルス感染防止対策チェックリスト」

1. はじめに

このガイドライン*は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更））、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、JMETS練習船における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本事項について整理したものです。

また、広く専門医等*のご意見及び、練習船で発生したコロナウイルス感染対応を反映し記載しています。（専門医のコメント一部をポイント掲載しています。）

*ガイドライン対象者：特記以外は練習船実習生及び乗組員

*医師：東京慈恵会医科大学病院（外科学講座）医局長 後町武志 様

東京慈恵会医科大学病院（外科学講座）元医局長 平野純 様

東京医科大学病院（感染制御部・感染症科）准教授・副部長 中村造 様

練習船 村田 尚亮 船医

（当ガイドラインの監修をいただき、この場をお借りし御礼申し上げます。）

JMETSの使命は、優秀な船員を養成することであり、練習船にあつては実習生に対し必要な知識に加え、技術を習得させるとともに乗船履歴を付与する（実習訓練を行う）ことにあります。これまで練習船では本ガイドラインに従い感染防止対策を取っていたところ、令和4年1月に初めて練習船に於いて新型コロナウイルス陽性者が確認されました。陽性者発生後は、ガイドラインに従い本船と陸上が共に適切な対応を取りつつ、対応を行う一方、実習訓練中断、行動予定の変更など多大な影響がありました。練習船における狭隘（4～8名の共同部屋）な生活環境は、そもそも三密状態である中、感染防止対策と実習訓練実施とを両輪と捉え、訓練現場に即した対応をとることを練習船及び本部の共通認識のもと事業を継続することの重要性を再認識することとなりました。

練習船職員及び実習生にあつては、感染症に係る国内・外の現況、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、業務態様等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルス感染防止に継続的かつ高い意識を持って取り組み、本部は必要な支援を行っていくことが必要です。

また、有効な治療薬が開発されつつあるもののまだ効果や供給量が十分でない現状を鑑みれば、引き続き弛みなく感染防止対策を続け、この感染症に対応しつつ事業を継続することが必要であり、「ウイルスを船内に持ち込まない」ことと共に、「持ち込まれたウイルスを拡散させない」新しい生活様式*を旨として、以下に示すガイドラインの効果的な実施が必要です。

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や医療専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行います。

*専門医コメント：「ウイルスを船内に持ち込まない」こと、「持ち込まれたウイルスを拡散させない」こと。

リスクマネジメントとしては、両者に立つことが大切。

2. 緊急事態宣言下における練習船の行動計画について

(1) 前提事項

- ① JMETS は政府方針（新型コロナウイルス感染症対策の基本方針）を遵守する。
- ② 加えて、安全・安心を第一として「JMETS 練習船における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に準じ、徹底した感染予防措置を講じる。

(2) 基本方針

- ① 「緊急事態宣言」対象港(以下、「対象港」という。)への寄港は避ける。
- ② 以下の場合には対象港への寄港を可とする。
 - ・ 補給計画、船用品補給計画の変更が難しい場合
 - ・ 実習生を乗下船させる場合であって、他に適切な代替え港がない場合
 - ・ 寄港目的に合う代替え港が無い場合
- ③ 寄港地にあつては独自の「緊急事態宣言」を発令する場合がある。寄港地の状況や寄港目的に照らし、代替え港の選定を行う。

*配慮事項

- ・ 対象港へ寄港する際には、同港を所管する自治体の許可を得て、寄港中は同港を所管する自治体の必要な指示に従うこと。
- ・ 対象港では、緊急事態宣言にて指示制限されている事項及びガイドラインを遵守することは勿論のこと、以下対策を講じること。
 - a) 停泊中の不要不急の外出(上陸)や移動は厳に自粛する。
 - b) 特に、飲食による感染リスクが高い場面を回避する各種の対策を踏まえ、これらの対策の実効性を高めるため、「20 時以降」の外出(上陸)自粛を徹底する。

3. 感染防止のための基本的な考え方

感染防止対策のポイントは、「**感染源を絶つこと**」、「**感染経路を絶つこと**」及び「**抵抗力を高めること**」であること。また、できる限り**三密**(密集、密接、密閉)を回避し、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等)が重要であり、次項 4. に説明する取組を行う。

(1) 用語

- ① **発熱者**: 腋窩温計測により **37.5 度以上**を検知した者
- ② **有症者**: 発熱、咳など、健康状態に何らかの異常を呈している者
(判断の目安)

ア 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 重症化しやすい者…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、喫煙者

※ 基礎疾患の有無や喫煙の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できる。

(参考)*European Journal of Integrative Medicine. 18 Feb 2021, 43:101313

Association of smoking history with severe and critical outcomes in COVID-19 patients: A systemic review and meta-analysis

ウ 妊娠中の女性で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

エ 上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならない者を含む)

- ③ **濃厚接触者**: 有症者(感染者)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
 - ア 有症者(感染者)と長時間の接触(船内等を含む)があった者

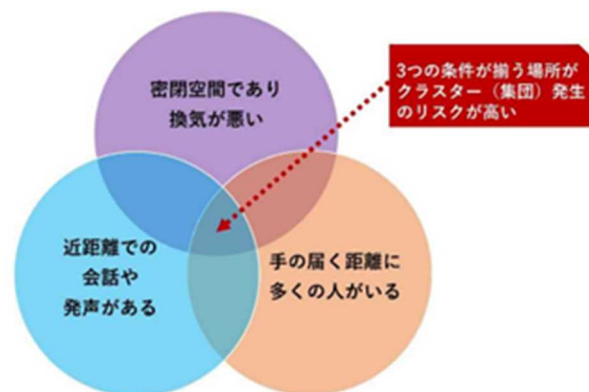
- イ 適切な感染防護なしに有症者(感染者)を診察、看護又は介護していた者
- ウ 有症者(感染者)の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- エ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで有症者(感染者)と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

4. 講じるべき具体的な対策

(1) 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)が示した見解*によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、以下の3つの条件が重なった場である。

- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた



* 見解：「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

さらに、感染症対策分科会の提言*によれば、変異株の出現が報告されており、感染性が従来株より高いとされている。そのため、新たな変異株出現に対し、求められる行動様式として、以下の取組みを進めることが重要である。

- ・マスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること
(適切な方法で着用した上で、フィルター性能の高い不織布マスク(医療用 N95 マスク含む。以下、医療用 N95 マスクを含め不織布マスクという。)の着用が望ましい)
- ・三密(密接・密集・密閉)のいずれも避けること
 - 人と人との距離には気を付けること
 - 室内での会話時間は、可能な限り短くして、大声は避けること
 - 今まで以上に、換気には留意すること

* 提言：「変異株が出現した今、求められる行動様式に関する提言」（令和3年6月16日 新型コロナウイルス感染症対策分科会）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai4/henikabu_teigen.pdf

これらを踏まえ、練習船においては以下のような対応を行う。なお、健康状態等、個人情報となるため情報の取り扱いには慎重に行うこと。

(2) 実習生受入れ準備

① 事前周知と自己管理

乗船前に以下事項を周知*し、自己の健康管理、行動様式管理を促す。

ア 三密を避けるなど日々の行動に注意し、乗船日2週間前からは**不要不急の外出を控える**こと。

イ 乗船日2週間前から、提示する「**健康観察票(別紙3)**」「**練習船乗船前の行動記録票(別紙4)**」にて、自己の健康状態(平常熱の把握とその変移、体調その他)、行動履歴を記録すること。

※「**健康観察票(別紙3)**」「**練習船乗船前の行動記録票(別紙4)**」は乗船時に持参・提出するが、記録に不備、虚偽等がある場合は乗船を許可しないことがある。

*実習生(実習訓練課)、乗組員(船員課)

*医師コメント：無症状である感染者による周囲への拡散が問題となったケースもあり、特に「密」を避けることが難しい船の環境にあつて、「ウイルスを船内に持ち込まない」ことが重要であり、多策の中では乗船前2週間の徹底自己管理が得策。

ウ 感染リスクが高まる「5つの場面」を認識し、リスクを回避する行動をとること。

- ・飲食を伴う懇親会等
- ・大人数や長時間におよぶ飲食
- ・マスクなしでの会話
- ・狭い空間での共同生活
- ・居場所の切り替わり

エ 乗船前に **PCR 検査**あるいは**抗原検査**を実施することを強く推奨する。

(PCR 検査は乗船3日前以降に検体採取、抗原検査は乗船前日以降に実施)

*内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 HP: <https://corona.go.jp/proposal/>

② 防護資材の確保

本船備えの防護資材について、適時本船への在庫調査を行った上、必要数を船員課が手配する。

一方、実習生・乗組員は乗船前に個人使用の防護資材を可能な限り購入準備し、乗船時に持参する。(事前に周知する)

ア マスク等

- ・マスクは乗船日数に応じた不織布マスク*を購入し持参する。

*変異株に対応するための感染対策 マスクの捕集効率性は、布製やウレタン製よりも不織布素材の方が高い。

(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 HP: <https://corona.go.jp/proposal/>参照)

*一部地域で不織布マスク着用の有無によって、濃厚接触者の判断がされる場合もある。

- ・乗船時持参品 (例)

- ・マスク(不織布マスク)
- ・ハンカチ・ハンドタオル(5枚程度)
- ・擦式/シート式等のアルコール消毒(持出し可能なものを適量)
- ・手洗い用ハンドソープ・石けん(持出し可能なものを適量)
- ・体温計(1本)
- ・水筒(1個) お茶・スポーツドリンク用の粉等を適量

イ 防護服一式 (防護服(医療用ガウン)、ゴム手袋、サージカルマスク、フェイスシールド)

ウ アルコール消毒液

③ 室内整備

ア 総合事務室など密集する執務室にあつては、可能な範囲で個々の机周りに飛沫飛散防止のための間仕切り(ビニールシート等)を設ける。

イ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを備え置く。

(3) 乗船日の対応 *以下については事前に周知する。(実習生；実習訓練課、乗組員；船員課)

① 本船までの移動方法、注意事項等

- ア 公共交通機関の利用を可とするが、可能であれば自家用車での移動を優先する。
- イ 移動に際してはマスク着用を徹底し、むやみに外さないこと。移動中も頻繁に手洗いを励行する。
- ウ 移動途中での飲食については、「密」となる場所での外食を控える。

② 乗船許可

- ア 乗船時検温の結果、発熱がある場合は原則として乗船を許可しない。(感染源を絶つ)
- イ 乗船日朝の検温により発熱がある場合は自宅で待機する。
- ウ 練習船では、舷門での検温、「健康観察票(別紙3)」「練習船乗船前の行動記録票(別紙4)」の確認、本人との対話及び体調を観察し乗船許可の判断を行う。

(4) 乗船後の船内生活態様

健康な状態からの変化(発熱、咳、味覚異常等)を、早期に察知(自覚)することは、感染拡大防止に重要なポイントである。その基本調査として、毎日、「午前課業始め前」と「午後課業終了以降から就寝前の間」の2回、航海中にあっては入直前を含む2回の検温によって平常熱を把握し、計測結果を症状の有無と併せて「健康観察票(別紙3)」に記録する。加えて、以下の対策によって「感染経路を絶つ」ことに注力する。

① マスクの着用

- ア マスクの着用は感染症を他者に感染させず、「持ち込まれたウイルスを拡散させない」ための基本的な対策である。

② 手洗いと手指消毒

- ア 接触感染を避けるため、こまめに流水での手洗いを徹底する。手洗いは30秒以上かけて、水と石けんで丁寧に洗うこと。(洗面台等に手洗いの実施について掲示を行う。)
- イ 流水での手洗いが出来ない際には、アルコール消毒液による手指消毒を補助的に用いる。
(感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを船内に備え置く。)

③ 船内換気の励行

- ア 換気設備を適切に運転・管理し、室内換気をこまめに行う。
- イ 船窓が開閉可能な場合は、気象・海象の状況も勘案しながら、船窓を開放することによる換気を行う。(空気の流れを考慮し、対舷の窓を開放するのが効果的)

④ 接触感染の防止

- ア 物品・機器等(例:作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等)については複数人での共用をできる限り回避する。(使用後は、こまめに消毒・拭き取りを実施する。)
- イ 船内で乗組員・実習生が触れることがある物品・機器(例:電話、パソコン、スイッチ、工具など)等個人使用品は使用者が使用後に消毒する。また、手すり・ドアノブ、トイレ(特に便座、洗浄バルブ)、浴室床や共有スペースの什器などの共有部分については一日3回以上を目安に消毒*を実施する。
*アルコール消毒等: 次亜塩素酸ナトリウム液で代替可。

*専門医コメント: 使用する消毒薬は、塩素系消毒薬が一般には説明されているが、塩素系消毒薬は濃度希釈のミスにより消毒不良を起こす可能性があるため、界面活性剤入りの清掃用品やアルコール製品も使用する候補として考慮する。

- ウ バスマットはこまめに洗濯し、消毒をする。

※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効とされている

(厚生労働省 HP https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf 参照)

※ 家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用する（メーカーのホームページ等参考）

⑤ 飛沫感染の防止

ア 症状は無いものの自身からの飛沫拡散によるウイルス感染を想定し、これを防止するため、船内ではマスク着用を原則とする。また、暴露部では集合し「密」となる場合にはマスクを着用する。

（注）① マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの基本的な感染対策として着用が望ましいとされる。ただし、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがある。したがって、屋外、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外すようにする。（厚生労働省 HP 参照）

② マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける。また、周囲の人の距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要。（厚生労働省 HP 参照）

イ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をする。

ウ 就寝時は可能な限りボンクカーテンを使用する（外からの飛沫を防止）

エ また、居住区内にあつては必要と思われる箇所には可能な範囲で間仕切りを行う。

⑥ 船内供食

ア 練習船では、食中毒予防などに関して大量調理施設衛生管理マニュアル（厚労省）をはじめ、船員課関係事務の手引き等に基づいた調理作業や配食等を実施しているところ、改めてこれら遵守事項の徹底を図る。

イ 供食を行う事務部は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、供食活動が可能であるかを厳格に点検し、適切でないと認められる場合は速やかに是正するなど対応をとる。

ウ 事務部はもとより、実習生及び乗組員総員が**食事前の手洗い**を徹底する。

エ 食事にあたっては、飛沫拡散防止のため机を挟んで向かい合わせで食事しない、向かいあわせで食事する場合は中央に間仕切りを設置する。また、会話を控えるなど飛沫拡散防止の対応をとる。

オ 食事（教室や乗組員食堂）について、次の点を考慮して対応（工夫・説明・指導等）する。

- ✓ 座席数を減じるため、一人の食事時間をなるべく短縮し、一方では総食事時間を延長するなど工夫する。
- ✓ 会話を控え、食後は直ちに教室・食堂を離れるなど滞在時間を短縮し密を減ずる。
- ✓ 乗組員については、食事場所としてミーティングルームの活用を検討する。
- ✓ 盛り付けは可能であれば、個々人への盛り付けとする。（総員の食事時間の適正化も日課遂行には必要なことから、盛り付けに専属者を配置するなど、工夫も可）

⑦ 訪船者への対応

ア 訪船者*の対応については船外対応*を基本とするが、対面しての対応が真に必要な場合は、①訪船者及び対応者が適切な防護資材（マスク等）を着用していること、②訪船者は2週間前から健康に異常を来していないこと（必要な場合は検温状況を確認する）、及び③他の実習生、乗組員と接近させない場所であつて、可能であれば広い空間での応対とする等の十分な感染防止処置を講じることとする。この場合、感染者発生事態に備え健康チェック（乗船前の検温等）を実施した上、「訪船時における新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト（別紙8）」の記入を求め保管する。（保管期間 1ヶ月：感染者発生の際には追跡調査の基となる。）

イ JMETS 職員等であつて訪船目的が職務上必要であり、且つ妥当性が認められるもの（以下、特定訪船者）は、船員課へ事前に訪船計画を書式に従って届け出、船員課はこれを管理する。同時に、

特定訪船者は訪船前 2 週間分の「健康観察票(別紙 3)」の写しを持参し、訪船当日に本船へ提出する。(本船保管期間 1ヶ月)この場合、上記ア(別紙 8)の記載・提出は省略する。

ウ 船用品の取扱いについては、船外にて船用品を受け取り、外装を消毒後、本船乗組員が船内に積み込む。

*訪船者：練習船関係者（関係学校、寄港地自治体の職員等）や食料・船用品等の積み込み業者など。

訪船に際しては、持参するマスクの効果的な使用等により「ウイルスを船内に持ち込まない」配慮について、訪船予定者には事前説明*をする。

*船外対応：舷門下での対応をいう。JNETS 本部各所掌課より、これら周知を図り、理解を得る。

*医師コメント：訪船者は、船上ではなく岸壁等の船外（屋外、距離を保って、短時間）で面談すべき。無症状感染者が、触れたところを介して出航後の乗船員に感染させる可能性が否定できない。船用品納品業者も同様で、船用品は船外で受け取り外装を消毒後、乗船員が荷積みする事でリスクを低減する。

⑧ 一般的な健康確保の徹底等

ア 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保など、健康管理を心がける。

イ 新型コロナウイルス感染予防には、こまめな手洗いが推奨されており、それらに加えて免疫力を高めることが重要とされる。

ウ 免疫力は、運動、睡眠、食事、笑顔によって維持・向上できる*。免疫力を高めるため、十分な睡眠をとり、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

*免疫力の維持・向上：茨城県取手市 HP、筑波大学より情報提供。

*都道府県別新型コロナウイルス感染者数マップ：<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/>

*企業向け新型コロナウイルス対策情報「寮における感染対策（2020 年 5 月 25 日 東京商工会議所）」
<http://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1022243>

(5) 実習形態

実習生の人数に応じ、可能な限り密を避ける対応を行う。

① 乗船初期の団体行動

・実習生、乗組員は全国から集まり乗船する上では乗船初期での感染リスクが高いと思われるため、乗船初期の実習形態は、小グループ単位で実施するよう実習内容、生活様式等を工夫する。

② 教室の使用

・着席に際しては、前後・横に空席を設けるよう格子状に着席できるよう、可能な限り受講人数調整*を行う。
*受講人数調整：通常 1 回で実施している講義を 2 回に分割するなどの工夫。

③ 暴露甲板等の利用

・天候や設備等の環境が整えば、甲板上での講義(青空教室)を実施する。

④ 課業整列等

ア 上陸(乗船)後は、特に船内へのウイルス持ち込みが懸念されるところ、整列等での「密」を避ける工夫として、①マスク着用を徹底したうえ、②隣人と片手間隔以上の距離を保ち、③接近して話しをしないなど、整列態様も工夫し感染防止に努める。なお、課業開始時間をグループごとに変更するなど、本船ごとの状況に応じ実施してもよい。

イ 健康保持の観点より体操の機会*を設ける。

*体操の機会：整列時に実施できなければ、課業中に休憩時間を設けてグループ毎に体操を実施するなど。

※銀河丸におけるコロナ感染者発生時の医師、看護師、空調技士による訪船確認時のアドバイス

① 公共設備

- ・トイレ、浴室、洗濯機等の公共設備を使用する「前後」には、手指消毒を徹底する。
それぞれの出口付近にアルコール消毒液を設置することが望ましい。
- ・トイレの暖簾や浴室のカーテンは不衛生。運用を検討されたい。
- ・トイレ使用後は、都度消毒(大便器は便座除菌シート等を利用)。
- ・共用の物品(例:実習生シャワーブースの衣類入れ等)は撤去した方が良い。

② 飲食

- ・食事の際は少なくとも隣と1m以上距離を取った方が良い。隣席は避ける。
- ・時間差をつける(2部制)、座席の指定(正面に座らない)、自室への取込み等の工夫が必要 → 黙食としていても、口を動かす以上飛沫が飛ぶおそれがある。
- ・ミーティングルーム等公共場所での飲食は避けた方が良い。

③ 換気

- ・可能な限り換気を徹底する。
- ・ミーティングルーム等で30分以上会話する事は、マスクをしていてもリスクが高い。

④ ゾーニング

- ・レッドゾーン、イエローゾーン、グリーンゾーンの3区画で分ける。色つきの掲示も行うことで、視覚的にもゾーニングが可能。

レッド：陽性者、濃厚接触者区画(不潔区画)

イエロー：レッドとグリーンの境界区画(2m×2m程度、ガウンを脱ぐ場所)

グリーン：清潔区画

⑤ レッドゾーンにおける行動

- ・レッドゾーンへの出入りは、一方通行とすることが望ましい。
- ・通路を通り、食事を配膳する程度であればガウン着用の必要はなし。ただし、有症者／陽性者と対面しないようにする。
- ・有症者／陽性者と対面した場合は、イエローゾーンにてガウン等を脱ぎ、手指消毒をしてからグリーンゾーンへ移動する。
- ・配膳等でレッドゾーンを通過したのみであれば、衣服の消毒(次亜塩素酸の噴霧等)はそこまで必要ではない。むしろ手指消毒の方が重要。
- ・廃棄物やリネン類に付着したウイルスは、72時間経過すれば無害となる。よって、廃棄物には「いつ発生したゴミ」かを記載すると良い。リネン類のクリーニングも72時間経過後であれば可能。

＜看護長の業務について＞

- ・ガウンは使い捨てが望ましい。
- ・極力患者と対面しないようにすることが望ましい。
- ・基本的に、レッドゾーンへの出入りは入口と出口を指定した一方通行。

銀河丸であれば、運動甲板右舷から医務室に入り、ガウンを着用。レッドゾーンでの活動を行った後、

左舷側運動甲板出口付近でガウンを脱衣、ゴミ箱に廃棄、手指消毒。

このようにすれば、医務室は常にグリーンエリアとなり、区画分けができる。

- ・医務室から前部居住区への移動も、暴露部を通行。
- ・レッドゾーン立入りの際には二重マスクとし、作業が終わればイエローゾーンにて外側の 1 枚を廃棄するようにすればなお良い。

(6) 練習船の行動計画

実習生の乗船後約 10 日間は不測の事態に備え、速やかに入港(集団感染発生を考慮し、主要港である横浜・神戸港等)できる海域において健康観察を実施するとともに、発熱者発生時の対応を円滑に図れるよう考慮する。

(7) 上陸等

陸上と隔絶され、狭隘な船内において実習訓練、あるいは諸作業を継続する実習生及び乗組員にとって、上陸は心身のリフレッシュと健康保持増進に不可欠な時間である。一方では、「**ウイルスを船内に持ち込まない**」大原則によれば、上陸による感染リスクは脅威となり得る。

したがって、実習生及び乗組員は健康保持増進を目的とした上陸を行うにあたり、自らの行動を厳しく律することが最重要であることを念頭に置き、感染に対する細心の注意を払った上で許可されるものである。

ア 陽性者になった場合の調査に備え、上陸時の行動について詳細に記録を残す(「**上陸時の行動記録票(別紙5)**」)。

イ 上陸計画にあたっては、以下を考慮*する。 *考慮： 地方港の理解を得た対応が望ましい。

- ・ **上陸時間**: 一定の制限を設定する。
- ・ **人混みを避ける日程** : 土曜日、日曜日、祝日及び寄港地の行事日程等を考慮した日課とする。

ウ 不要不急の外泊を原則**禁止**する。

エ **上陸時の注意事項**について、感染リスクが高まる「5 つの場面」を認識し以下事項を遵守する。

- ・ (4) **乗船後の船内生活態様**に倣い、マスクを着用する。
- ・ 不特定多数が集まるイベント、集会等には参加しない。
- ・ 換気の悪い閉鎖空間や人が近距離で会話や発語を続ける場所へは立ち入らない。(例えばスポーツジム、ライブハウス、インターネットカフェ等)
- ・ カラオケボックスは、複数人での利用はしない。
- ・ ウイルス感染防止対策が施されていない飲食店の利用を禁止する。
- ・ 複数人(二人以上)での外食を**禁止**する。

参考：外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人 日本フードサービス協会；令和 3 年 11 月 8 日最終改正）

飲食店予約サイト等では、ガイドライン遵守に関する情報の表示が進展することを考慮

- ・ 外出中に共有物に触れた場合には、自身で準備した持出し用のアルコール消毒液での手指消毒、手洗い用の洗剤等を使用しての手洗いなど頻繁に感染予防を行う。

オ 外出から帰った際は、船内のドアノブなどに触れる前に舷門に設置してあるアルコール消毒薬で必ず消毒を行い、その後うがい、特に**手洗いを徹底**する。

カ 乗組員が停泊中一時帰宅する場合、感染のリスクを冒すことが無いように細心の注意を払い、帰船前にPCR検査または抗原検査を、帰船後に市販のキットを使用した抗原検査の実施を推奨する。

(8) 基礎疾患等のある者や医療的ケアが日常的に必要な者の乗船

実習生・乗組員を問わず医療的ケアを必要とする者の状態は様々である。

基礎疾患等がある者や医療的ケアが必要な者においては、重症化リスクが高い*ことから、実習訓練課及び船員課*は、関連学校、学校医や主治医及び JMETS 産業医に相談の上、医療的ケアの状態等に基づき、乗船(委託、乗船発令、便宜供与等)を決定する。

*重症化リスクが高い者：糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある者，透析を受けている者，免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者では，新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

COPD：慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎や肺気腫の総称)

*実習訓練課及び船員課：実習訓練課は実習生について、船員課は乗組員・便乗者について乗船を決定する。

実習生や乗組員に、この既往ある者が発熱した場合は、それ以外の者よりも、より積極的な医療的ケアが必要である。

(9) 新型コロナウイルスワクチン接種

① 練習船乗組員

ア 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 5 年 2 月 10 日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部(本部長：内閣総理大臣)決定)によれば、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、まだ接種していない方に対して接種の積極的な検討を呼びかけていく。」とのことから、感染リスクが高い練習船乗組員で、未接種の者へワクチン接種の検討を呼びかけていく。

イ 居住自治体による接種を原則とする。

ウ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、接種の強制や、接種を受けていない者に差別的な扱いが無いように配慮する。

② 実習生等乗船者

ア 感染リスクが高い船内生活環境であることから、乗船に際し、可能な限りワクチン接種が完了するよう協力を求める。

イ 接種の強制や、接種を受けていない者に差別的な扱いが無いように配慮する。

5. 発熱者／有症者が認められた場合の対応（「発熱者発生時のフローチャート(別紙1)」参照）

(1) 事前準備

① 療養室(個室部屋では自室、共同部屋では病室等)の確保

ア 各船設備の状況によって異なるが、有症者が他の者と一時的に隔離される個室を準備する。

イ 有症者は診察を受ける前に実習生は教官に、乗組員は安全担当者に連絡し、用意された療養室で待機する(着替え、保険証等そのまま離船するに必要なものを持参のこと)。

身動きがとれない者は、船内電話や同室者等を介して連絡し、感染防止対策を施した上で、指示を受けるまでカーテンを閉めた状態で自室にて待機する。

ウ 本船は、「航海訓練部事案対応連絡手順(別紙6)」に基づいて本部との連絡体制を確立すると共に、船内及び本部間との情報共有を図る。

② 発熱者／有症者の対応

ア 看護の対応者は看護長とし、実習生の場合は教務担当を、乗組員の場合は安全担当者を加える。(実習の遂行によって本船で判断する。)

イ 連絡応答は可能な限り電話連絡（もしくは無線通信機器）とし、直接対応の場合は防護服等を着用する。防護服は、発熱者に対応する特定区域に限り着用し、着用したまま船内各所に移動しない。

また、一回／一度を基本とするが、予備を考慮する場合、使用後に特定区域内で消毒後保管する。 ※参考【日本医師会】感染防護服の着脱手順 <https://www.kyoto.med.or.jp/info/archives/2710>

- ・ 食事は基本的には療養室外での置き渡しとする。
（食器の消毒は入念に行い、可能であれば使い捨て容器を活用する。）
- ・ トイレは病室内を使用するが、共有場所では、消毒液を準備し使用後は消毒する。
- ・ 対応者は、可能であればフェイスシールドを着用する。

ウ 有症者は、船内にて抗原検査を実施する。

※ 無症状者に対する使用は、適切な検出性能を発揮できず、適さない。

参考：「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）（令和4年12月9日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001022691.pdf>

（2）専門医による診療対応

① 着岸中

ア 寄港港（自治体）に設置される「相談窓口」や自治体のホームページから、診察可能な医療機関を調査し受診する。

イ 医師の診断に従って、自宅或いは船内その他の経過観察を判断する。

ウ 帰宅手段には、できるだけ公共交通機関の利用を避けることを前提とするが、公共交通機関を利用せざるを得ない場合、移動中は必ずマスクを着用し（むやみに外さない）、こまめに手洗いを励行するなど感染防止に努めさせる。

エ 事情により帰宅できない場合は、外部宿泊施設等での観察を考慮する。その場合、医師のアドバイスに従い、家族との連絡を密にし、支援体制を確保する。

② 航海中

ア できるだけ速やかに医療機関に受診するよう手配し、必要であれば近傍の仮泊地を選定し、本船搭載交通艇にて発熱者（有症者と区別）を搬送し受診させる。

＊ 受診後はその診断により、上記①に準じ対応をとる。

イ 有症者と判断されるときは、本船は、有症者を陸上搬送、医療機関に受診させるため近傍の岸壁を手配するが、以下については本部と連絡を密にし、本部は必要な支援を行う。

＊ 接岸予定港の港湾管理者に報告する。（海務課）（阪神港は神戸分室と共に対応）

＊ 接岸予定港管轄の運輸局等に報告する。（海務課）（阪神港は神戸分室と共に対応）

＊ 相談窓口（保健所）その他の指示に従い必要な措置を実施する。

③ 船内抗原検査にて陽性となった場合

着岸中、船内抗原検査結果が陽性で軽症の場合、その結果にて寄港地港（自治体 HP）の陽性者登録が可能であれば、医療機関の受診は不要とする。陽性者登録後、次項6. B以降の流れにて対応する。

航海中、船内抗原検査結果が陽性で軽症の場合、その結果にて下船地（自治体 HP）にて陽性者登録が可能であれば、医療機関の受診は不要とする。できるだけ速やかに帰宅または療養施設を手配し、必要であれば近傍の仮泊地を選定し、次項6. B以降の流れにて対応する。

*例：保健所一覧：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html

*新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

*医師コメント： 今季からの試行ではあるが、急な熱発と倦怠のケースで、カタル症状はインフルエンザを、呼吸苦は新型コロナをより疑う状況だが、対側の“否定”にはならない。インフルエンザ疑いケースでインフルエンザが検査で否定された場合、症状が重い者と重症化リスク該当者は新型コロナチェックも入れるものとする。PCR の検査キャパシティにもよる、また意見も多々分かれるが、急な熱発と倦怠の全ケース（軽症や呼吸苦なしケース含めて）での新型コロナ即時チェックまでには至らないと考える。急な熱発と倦怠の時点で下船させざるを得ない。下船後は下船地の受診医療機関での臨床判断に委ねる。

(3) 情報収集

① 濃厚接触者リストの作成

有症者が発生した場合は、感染「陽性」を想定し、有症者の行動態様を調査し「**濃厚接触者リスト**（別紙7）」を準備する。リストには、「氏名」、「性別」、「自宅住所」、「本人と連絡可能な電話番号」、「生年月日」、「既往歴」、「濃厚接触状況（発症日から遡り5日の行動履歴）」、「最終接触日時」等をリスト化する。

加えて、「乗船者名簿」「船内配置図」「**健康観察票**」「**練習船乗船前の行動記録票**」「**上陸時の行動記録票（直近の寄港地全日分）**」を準備する。

※国立感染症研究所感染症疫学センターでは濃厚接触の調査を発症の2日前からと定めているが、感染拡大リスクを減じる目的で、本船による調査は5日前から実施する。

* 船内行動の工夫（部屋・班単位の限られた人数に限ったグループ行動）や、マスク着用の徹底度、食事時の感染防止策、入浴時の工夫等により団体生活である練習船生活であっても、ある程度の仕分けは可能との専門家のコメントがある。

6. 新型コロナウイルス感染者が認められた場合の対応（「陽性者発生時の対応（想定）（別紙2）」参照）

陽性者発生時の対応（想定）

* 検査医療機関にてPCR検査の結果、「陽性」と診断された場合の流れについて、これまで得られた情報に基づき、想定としてまとめたものを以下に示す。

- A. PCR検査陽性の知らせは、検査を受けた医療機関または保健所から電話やメールで知らされる。
- B. 陽性者は、自宅へ公共交通機関を使用せず帰宅できる場合は帰宅する。公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合は、宿泊療養施設への移動を自治体へ申込みする。（申請方法は地域によって異なる）
- C. その後、療養施設手配申込先（保健センター等）から陽性者本人宛、電話にて連絡があり、療養施設への移動希望理由等を確認される。
- D. 濃厚接触者は①自宅にて隔離、②宿泊施設等にて隔離し、経過観察を行う。
- E. 陽性者及び濃厚接触者の隔離区域確保の必要があれば、本船は業務にあたる乗組員を残し、その他の者は帰宅させる。また、担当保健所及び自治体の指示に従い、かつ情報を共有する。
- F. 船内での隔離が必要となった陽性者及び濃厚接触者の対応については以下を想定する。
 - ア 隔離区域を設定し、できる限り1室1名で配置
 - イ 浴室及び便所の使用場所は陽性者と濃厚接触者を分ける
 - ウ その他、前出5. (1)② 発熱者／有症者の対応に準じ対応する
- G. 隔離期間中は本人より保健所に対し、症状の報告が求められる。

原則、有症者の場合、10日間の自身による検温、高齢者等重症化リスクの高い者との接触や、感染リスクの高い行動を控えることを前提に発症日から7日間経過し、かつ症状回復軽快後24時間経過し

た場合には、8 日目から隔離解除が指示される。そのため、**本人の帰船の時期は、8 日目以降とする。**なお、10 日間が経過するまでは、感染予防対策、健康観察をより徹底すること。症状悪化等、緊急に対応が必要な場合は、保健所への連絡だけではなく、SMS 安全管理規定に定める SMS 緊急対応手順書に基づき対応する。

H. 陽性者及び濃厚接触者全員が隔離解除すれば、船内作業にて隔離区域の消毒を実施する。

※ 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の残存期間は、長くとプラスチックやステンレスの表面で 72 時間。

参考：「積極的疫学調査実施要領における濃厚接触者の定義変更等に関する Q&A」（国立感染症研究所感染症疫学センター）

（2020 年 4 月 22 日）file:///V:/Users/User/Downloads/2019nCoV-02-qa-200422.pdf

※ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル（公社）全国ビルメンテナンス協会

I. 実習再開前に関係各所へ情報共有し、出港可否の問い合わせを行う。連絡担当は以下の通りとする。

連絡担当 ① 保健所	→船員課（阪神港は神戸分室と共に対応）
② 港湾管理者	→海務課（阪神港は神戸分室と共に対応）
③ 担当地方運輸局	→海務課（阪神港は神戸分室と共に対応）
④ 海事局（船員教育室）	→安全・危機管理室
⑤ 関連学校	→実習訓練課
⑥ 本人・家族への連絡	→実習訓練課（募集就職課）、船員課
⑦ 広報関係対応	→総務課
⑧ 実習訓練継続等に関する調整	→実習訓練課

引用元

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

国立感染症研究所感染症疫学センター 令和 3 年11月29日版

横浜市健康安全課による情報（基本的に全国共通の認識）

①陽性者の取扱い

- ・PCR 検査から結果が出る間での間は自宅待機を基本とする。
- ・PCR 検査結果が陽性の場合、その者は保健所の管理対象となり、自由に移動はできない。
- ・重症者は病院へ移動し入院、軽症者や無症状の者はそのまま自宅での療養となる。
- ・自宅療養をする者のうち、家族に高齢者や基礎疾患を有する者があり、家族内感染の恐れがある場合は宿泊療養施設での受け入れを行う。
- ・自宅から病院へ陽性者を搬送する際は、専用の救急車で搬送する。
- ・自宅から宿泊療養施設へ搬送する際は、専用の民間救急車（感染症対策のとられたタクシー）で搬送する。

②濃厚接触者の取扱い

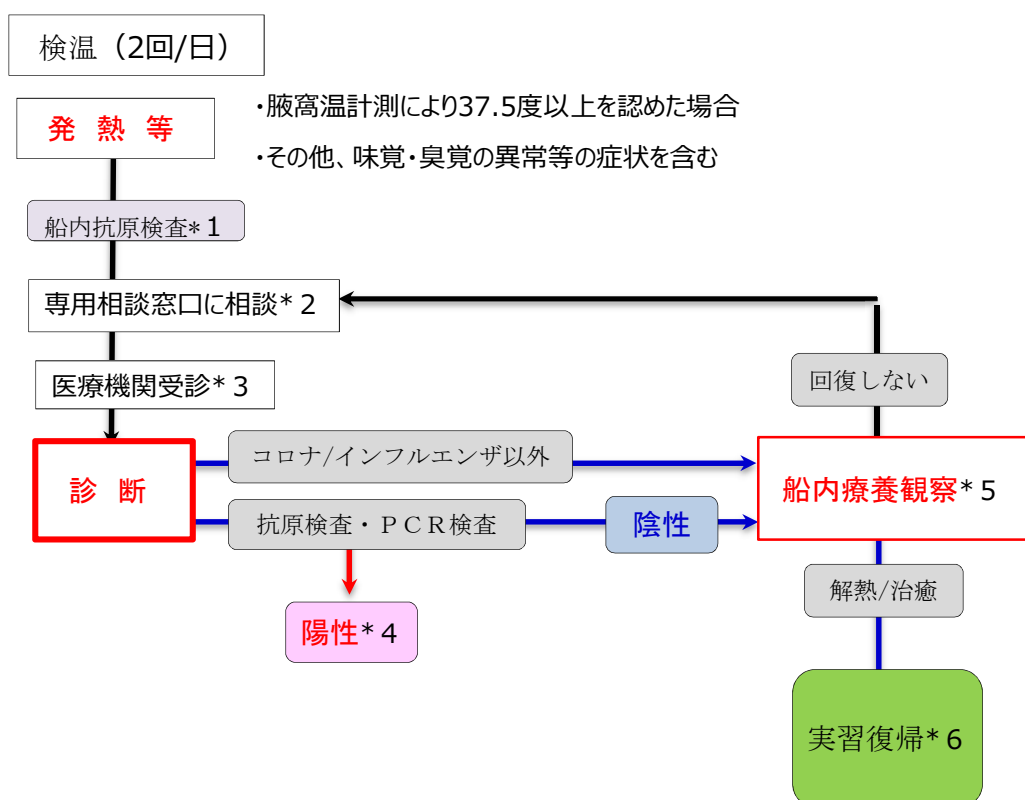
- ・陽性者と同様に、自宅待機を基本とする。
- ・人権的な視点から完全な隔離は指示できない。
- ・公共交通機関によらない、やむをえずの移動は認めている。（例：窓を開けた自家用車で、運転手および濃厚接触者が感染症対策をとり、かつ短時間の移動）

※ 自宅へ帰ることが困難な、練習船実習生および乗組員の場合は、自宅＝船内と考えて良い。

7. 新型コロナウイルス感染症感染防止対応

事前準備	(個人生活) ・ 三密(密閉、密集、密接)の回避 ・ 手洗い、うがいの励行、外出時のマスクの着用 ・ 毎日検温し、自己の平常熱を把握 ・ 乗船に備え、必要物品を調達(マスク等) (本船準備) ・ 防護資材(マスク、防護服、消毒液等)の確保 ・ 船内各所の消毒(代用:次亜塩素酸ナトリウム液) * 電話、パソコン、スイッチ、工具など)等や手すり・ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器等 ・ 食堂座席配置検討(区画・仕切り分け) ・ 執務室机周りに防護シート設置
2週間前	(個人生活) ・ 乗船前健康観察問診票に記載(体温、体調、行動記録) ・ 三密(密閉、密集、密接)回避(不要不急の外出自粛) ・ 手洗い、うがいの励行、外出時のマスクの着用 ・ PCR検査(乗船3日前以降)もしくは抗原検査(乗船前日以降)の実施を強く推奨する
乗船時	(個人対応) ・ (公共交通機関利用) 自宅からの移動に際してはマスクの着用、頻繁に手洗い励行 ・ (自家用車の利用) 可能であれば。休憩時の手洗い・手指消毒の励行 ・ 移動中、感染防止対策が施されていない飲食店、密となる場所での飲食を自粛 ・ 早朝の検温で、37.5度以上を計測した場合は自宅待機 (本船対応) ・ 「健康観察問診票」を受け取り、記載事項をチェック ・ 舷門下にて検温(非接触型体温計)し、37.5度以上は腋窩温を計測 37.5度以上の場合は原則として乗船を許可しない。
乗船後	(船内生活) ・ 健康管理・毎日2回の体温計測により平常体温からの発熱を検知 ・ マスクの着用、船内換気、接触感染防止、飛沫感染防止 ・ 船内供食の工夫 ・ 訪船者の対応 (実習の遂行) ・ 実習場所、実習グループ上の工夫 ・ 日課、上陸等の制限 ・ 行動計画

発熱者発生時のフローチャート 連絡手順は、別紙 6 参照



*1 船内抗原検査

抗原検査結果が陽性で軽症の場合、その結果をもって自治体HPより陽性者登録が可能であれば、別紙 2「船内陽性者発生時フローチャート」へ進む

*2 専用相談窓口

厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

受診相談センター電話番号 ()

厚生労働省窓口 (0120 - 565653) 09:00~21:00

*3 医療機関受診

病院名 ()

電話番号 ()

*4 陽性の場合

- ① 裏面「船内陽性者対応チェックリスト」を利用する。
- ② 別紙 2「船内陽性者発生時フローチャート」へ進む

*5 他の乗組員・実習生と接触させないよう静養

*6 実習復帰の目安：解熱後72時間

船内陽性者対応チェックリスト

1. 陽性者発生前に検討する事項

- ☐ 陽性者隔離区域のゾーニング（想定）
- ☐ 濃厚接触者隔離区域のゾーニング（想定）
- ☐ 業務にあたる乗組員（在船者）の選出

※基礎疾患等がある者は自宅待機とする。

2. 陽性者発生時の対応

陽性確定後

- ☐ 本船側専従連絡者（_____）を選定
- ☐ 陽性者発生および本船専従連絡者を船員課へ報告

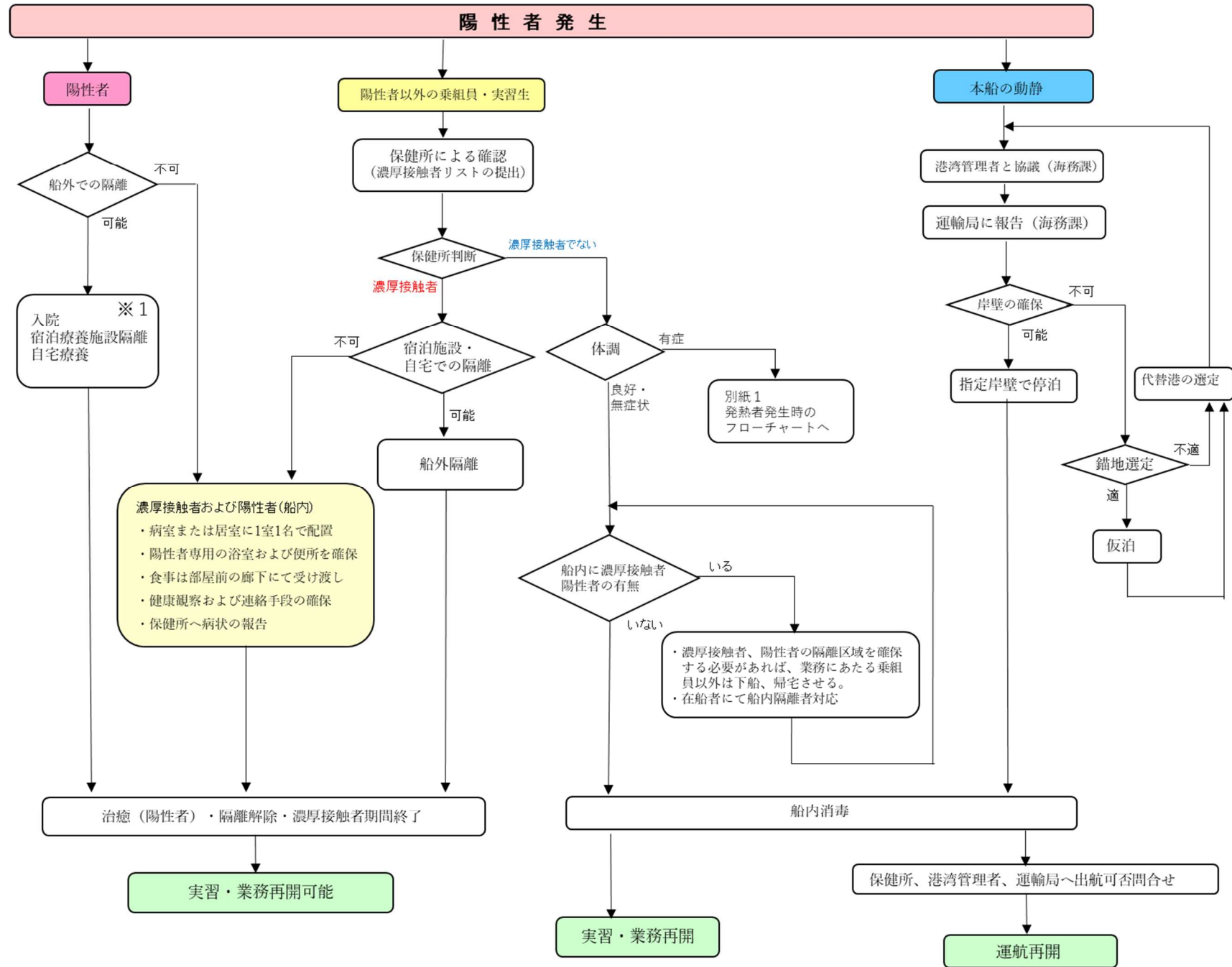
船員課は各課へ情報を共有し、担当課が陽性者発生について関係者、関係機関に通報する

- ・港湾管理事務所 海務課
- ・管轄地方運輸局 海務課
- ・保健所 船員課
- ・実習生保護者 実習訓練課

- ☐ 「濃厚接触者リスト」を作成
- ☐ 陽性者に係る船内各所を清掃および消毒実施
- ☐ 陽性者隔離区域のゾーニング実施

濃厚接触者特定後

- ☐ 濃厚接触者隔離区域のゾーニング実施



[illegible]

練習船乗船前の行動・検査実施記録票

	外出の有無	外出時間(複数外出した場合は合計を記載する)	行動履歴(外出先、移動手段、移動時間等)	実習生保護者印
記載例	○・無	60 分	11時頃自宅発ー1110近所のスーパー(徒歩)、買い物40分ー12時自宅	
14日前 月 日	有・無	分		
13日前 月 日	有・無	分		
12日前 月 日	有・無	分		
11日前 月 日	有・無	分		
10日前 月 日	有・無	分		
9日前 月 日	有・無	分		
8日前 月 日	有・無	分		
7日前 月 日	有・無	分		
6日前 月 日	有・無	分		
5日前 月 日	有・無	分		
4日前 月 日	有・無	分		
3日前 月 日	有・無	分		
2日前 月 日	有・無	分		
1日前 月 日	有・無	分		
乗船当日 月 日	有・無	分		

※検査を実施した場合のみ記入。(乗船前のPCR検査・抗原検査の実施を推奨する。)

検査結果	最終検体採取日	月 日	検査方法と検体採取日	☐ PCR検査 乗船3日前以降に検体採取	☐ 抗原検査 乗船前日以降に検体採取	実習生保護者印
	検査結果	☐ 陰性 ☐ 陽性 ※検査を実施し、陽性となった場合は、速やかに学校まで連絡すること。				

上陸時の行動記録票

別紙 5

所属

氏名

[illegible]

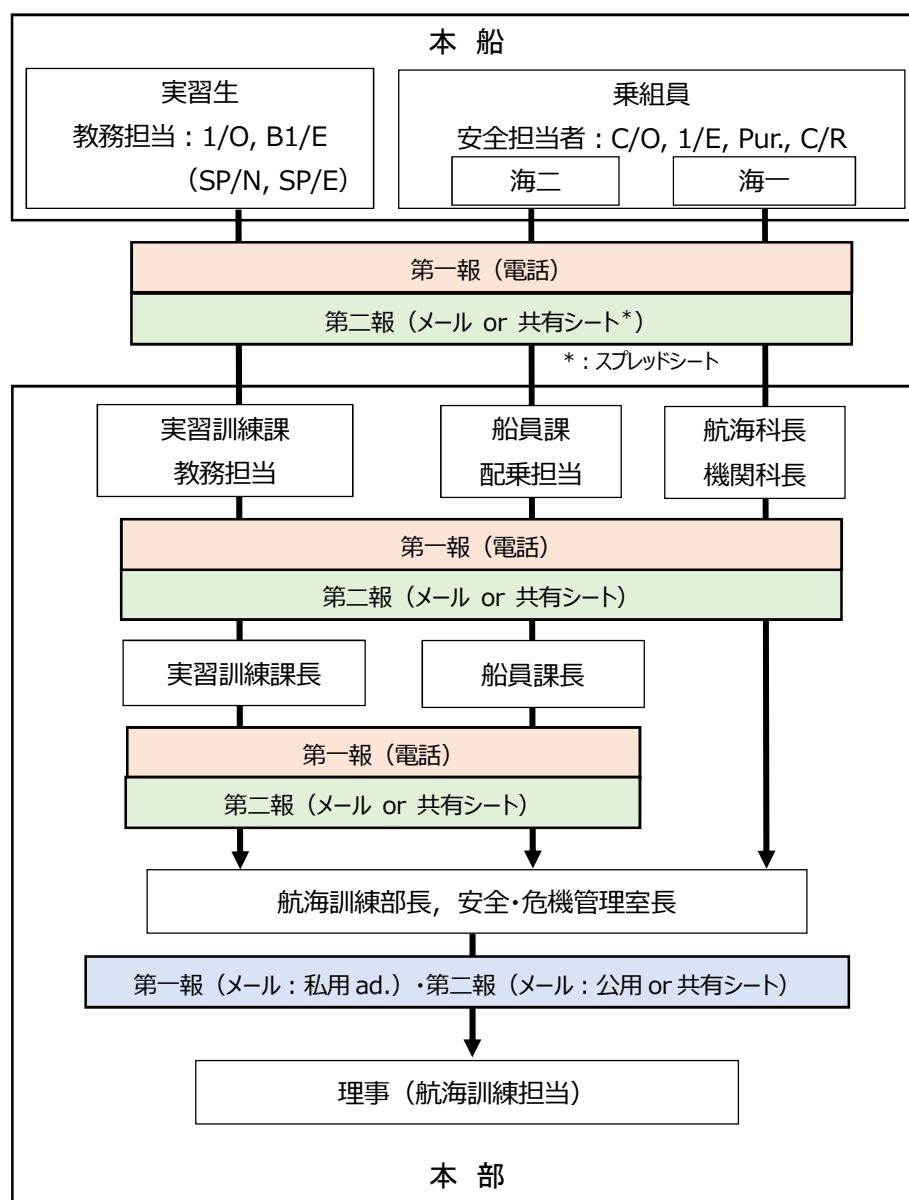
[illegible]

航海訓練部 事案対応連絡手順

現況、新型コロナウイルス禍での航海訓練にあたり、船・陸間の情報共有及び迅速且つ適切な対応が求められることから、発熱者発生時の報告及び対応手順について、以下のとおり定める。

1. 事案発生時の連絡系統

専従連絡者



なお、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合は、「（独）海技教育機構における新型コロナウイルス感染対策」中の「【別添】新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の対応について」に従う。

2. 報告事項

発熱者発生時、国土交通省海事局から求められている以下の情報を報告する。

- ①実習生関係 ・「船名」、「学校名」、「氏名」、「性別」、「生年月日・年齢」、「自宅住所」、「事案内容」
 - ②乗組員関係 ・「船名」、「所属」、「氏名」、「性別」、「生年月日・年齢」、「自宅住所」、「事案内容」
- 以上に加え、「健康観察票(PDF)」、「行動記録票(PDF)」を送信する。

3. スプレッドシート情報

- ① 専用シートをあらかじめ作成し、以下情報を共有する。
「月日」、「時間」、「連絡者」、「受信者」、「内容」、「その他」；時系列に対応内容等を記録する。
＊ 通信状況により本船でのシートへの入力が困難な場合はメールでのやり取りとし、本部対応者は、これを補助(シートに入力)する。
- ② スプレッドシート共有先
発熱者発生時:本船主管者、本部航海訓練部長、次長、各課課長、安全・危機管理室長、
その他入力等担当者
陽性者確定時:緊急対策本部メンバー
- ③ 陽性者全員の隔離が解除され、事案が終了すればスプレッドシートを削除する。

4. その他（第二報以降、必要な情報及び対応項目）

- ① 行動関係（行動予定、岸壁手配状況、仮泊地、交通艇使用の有無）
- ② 発熱者の状況（病状把握、解熱剤を使用しているか、第一報後、翌日以降は詳細な病状報告、下船後を想定しているか、電話番号、e-mail、保護者電話番号等）
- ③ 医療機関受診時確認内容
 - ・ 抗原検査もしくはPCR 検査結果はいつ出るか
 - ・ 抗原検査が陰性であった場合、PCR検査が必要か。
 - ・ 陽性であった場合の今後の流れについて
 - ・ 陽性であった場合、療養施設への移動の希望について
- ④ 濃厚接触者の有無。
 - ・ 発熱者が陽性となったことを想定した場合の濃厚接触者の有無
 - ・ 陽性が確定した後、濃厚接触者の帰宅の可否
- ⑤ ホテル（予約可能か、発熱者の伝達）
- ⑥ 保護者（発熱時は速やかにピックアップを念頭に連絡を要す。連絡者、到着時刻）
- ⑦ 依頼事項（本船が求める本部・神戸分室支援内容）

取扱注意

濃厚接触者リスト（記載例）

											濃厚接触状況（発症の5日前からの行動履歴）											
職名・学校名	*	氏名	ふりがな	性別	住所	本人連絡先（携帯）	保護者連絡先 （未成年の場合）	連絡先（固定） （未成年の場合）	生年月日	年齢	既往歴	月日	月日	月日	月日	月日	発熱日	月日	月日	月日	備考（濃厚接触日時）	
〇〇校△科		海技 機構		男	……										外出	外食	外出	37.9				発熱者
〇〇校△科	*	教育 機関		男		……										外食		36.4				〇月〇日17時頃、共に外食
◇◇校☆科	*	航海 訓練		女					……								外出	36.3				〇月〇日終日、共に上陸
		以下余白																				
																						（例）同室

* : ワクチン接種完了者
【記載事項】

- ① 最上段に発熱者情報を記載
- ② 乗組員は職名を、実習生は学校名と科を記載
- ③ 住所、連絡先は療養経過観察する場合の自宅など、確実に連絡の取れる連絡先を記載
未成年の場合は、本人連絡先以外に保護者の連絡先を記載
- ④ 既往歴は、判明しているものはできるだけ詳細に記載
- ⑤ 濃厚接触状況（発症の5日前からの行動履歴）は、発熱者（最上段）との接点が判るよう備考欄も含め記載

【濃厚接触者】
ガイドラインP.4

- ア 有症者（感染者）と長時間の接触（船内等を含む）があった者
- イ 適切な感染防護なしに有症者（感染者）を診察、看護又は介護していた者
- ウ 有症者（感染者）の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- エ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで有症者（感染者）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

訪船時における新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト

* 訪船前にチェック項目をご確認の上、提出してください。

チェックリストは本船で感染者が発生した場合に、保健所等の公的機関に連絡できるよう1ヶ月保管し、その間に感染者が発生しなければ責任を持って廃棄いたします。

* ご記入頂いた個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにのみ利用させていただきます。
その他の利用目的のために利用することはございません。

訪船日時	令和 年 月 日 時 分頃
ふりがな 氏 名	
電話番号 (携帯)	

☐ 個人情報の取扱いに同意します（チェックをお願い致します）

チェック項目		チェック欄
1	37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）がない	
2	訪船 2週間前において以下の項目の有無	
	① 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がない	
	② だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状がない	
	③ 嗅覚や味覚の異常がない	
	④ 新型コロナウイルス感染症陽性者とされた者との濃厚接触がない	
	⑤ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない	
	⑥ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がない	
3	不織布マスクを着用している	

* 該当しない項目がある場合は、訪船をお断りします。

その他	新型コロナウイルスワクチン接種	_____回 接種済 最終接種日 年 月 日	
-----	-----------------	--	--

（保管期間；1ヶ月）